

令和6年度(令和7年実施)八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金 申請の手引き

物価高騰等の影響を受けた介護サービス事業所等の負担軽減を図り、安定的で持続可能な事業運営が行えるよう、市内に所在する介護サービス事業所等を運営する事業者に対し、介護サービス事業所等物価高騰対策支援金(以下「支援金」という。)を交付します。本手引きをご確認のうえ、期日までに申請してください。

1. 交付対象および交付額

交付対象となる事業者は、次の要件をすべて満たす必要があります。

- ・八王子市内において、下表に掲げる老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)又は介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)に規定するサービスを提供する事業所を運営する法人であること。
- ・運営している事業所が、令和6年10月1日までに指定等をされ、介護保険サービスを提供していること。
- ・令和 6 年 10 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日に、事業所において、継続して下表に掲げるサービスを提供していること。
- ・申請の時点で、事業所を廃止又は休止(廃止又は休止予定を含む)していない法人であること。ただし、運営している事業所の一部を廃止又は休止している法人を除く。
- ・燃料費について支援金を受ける場合、事業所がサービスを提供するにあたって、事業者等が所有する自動車を使用し、当該自動車に使用したガソリン及び軽油にかかる費用を負担していること。また、令和 6 年 10 月 1 日において、事業者等が当該自動車を所有していること。
- ・令和 7 年 3 月 31 日時点で必要な事業年度分の市税の申告がなされており、かつ市税の滞納がないこと。

対象となるサービス種別および交付額については、以下のとおりとなります。

対象となる事業所			
区分	サービス種別	対象経費	交付額
訪問系	夜間対応型訪問介護	燃料費	1台当たり5,400円
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 訪問型サービスA		
通所系等	地域密着型通所介護	燃料費	1台当たり10,200円
	予防通所介護相当サービス 認知症対応型通所介護 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護		
施設系	介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護医療院	光熱費	利用定員数(介護保険法第五十一条の三における特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者を除く)×20,808円
	地域密着型介護老人福祉施設 認知症対応型共同生活介護	光熱費	利用定員数×20,808円
	特定施設入居者生活介護	光熱費	要支援1以上の入居者数×20,808円

○留意事項

※ 事業所が介護サービスと介護予防サービスや介護予防・日常生活支援総合事業の指定を併せて受けている場合は、1事業所として取り扱います。

例)同一事業所で、地域密着型通所介護と予防通所介護相当サービスを実施している場合
→事業所数は1になります。

※ 利用定員数、入居者数及び自動車の台数については、令和6年10月1日時点の数とします。

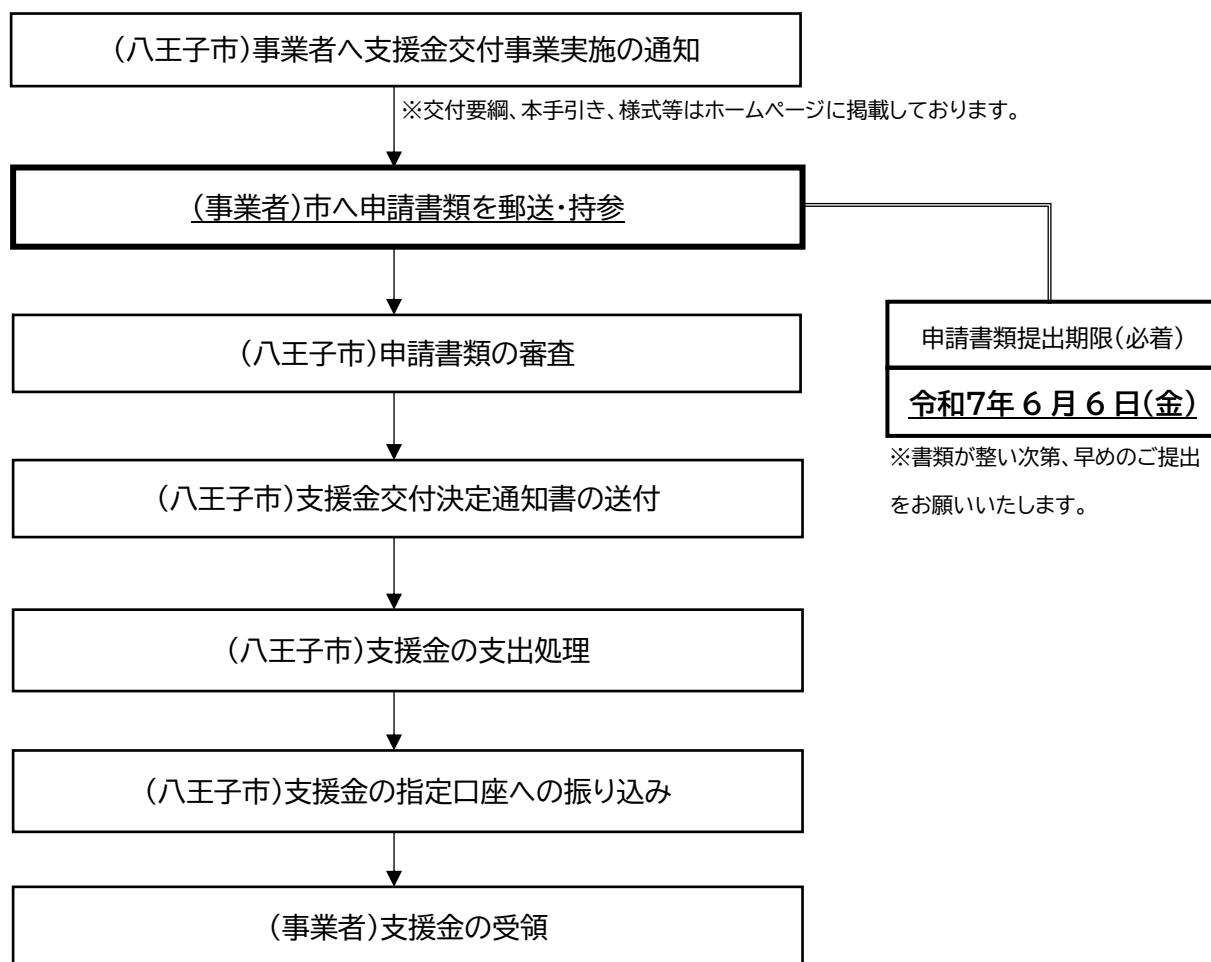
※ 特定入所者介護サービス費の対象となる特定入所者については、令和6年10月1日時点の数とします。

2. 交付申請について

交付申請は、事業所ごとではなく運営法人が行っていただきます。

「令和6年度(令和7年実施)八王子市介護サービス事業所等物価高騰対策支援金交付要綱」および本手引きをよくご確認の上、申請書類を作成してください。

【申請の流れ】



【提出書類】

① 第 1 号様式(申請書兼口座振替依頼書)

ーホームページに様式が掲載されています

② 第 1 号様式の別紙1-1, 1-2, 1-3, 別紙 2, 別紙 3

ー「第 1 号様式(申請書兼口座振替依頼書)」のエクセルファイルに様式があります

※サービス種別ごとに必要な書類が異なります。詳細については、本手引きの5ページをご確認ください。

③ 第 4 号様式(宣誓書)

④ 振込口座が確認できる書類のコピー

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)がわかる書類を提出してください。

例)預金通帳の表紙裏(通帳をめくった1頁目)のコピー等

⑤ 提出書類一覧表およびチェックリスト

ーホームページに様式が掲載されています

⑥ サービス提供のために使用している自動車の車検証のコピー

ー施設系の事業所は、提出不要です。

【申請受付期間】

令和7年(2025年)5月1日(木)～令和7年(2025年)6月6日(金)(必着)

【提出先・問い合わせ先】

郵送もしくは窓口への持参により提出してください。(持参の場合は事前に連絡をお願いします。)

〒192-8501 東京都八王子市元本郷町 3-24-1

八王子市福祉部高齢者いきいき課 事業者指定担当 支援金受付係

TEL:042-620-7452, 042-620-7294

※開庁時間:午前 8 時 30 分から午後 5 時

土曜日・日曜日、祝日は、閉庁しております。

3. 提出書類の作成について

提出書類①, ②については、エクセルファイル「第 1 号様式(申請書兼口座振替依頼書)」を、提出書類③については、エクセルファイル「第 4 号様式(宣誓書)」を使用し、作成してください。エクセルファイルはホームページに掲載してあります。

① 第 1 号様式(申請書兼口座振替依頼書)

- ・手書きはせず、必ずエクセルで作成してください。
- ・様式内「1 申請額」については、別紙1-1, 1-2, 1-3, 別紙 2, 別紙 3 に入力することで、自動で表示されます。
- ・様式内「2 申請者」については、事業所ではなく法人の情報を入力してください。
- ・押印欄には、法人の代表者印を使用してください。
- ・様式内「3 振込先口座情報」については、必ず「2 申請者」と同一名義の法人口座を用いてください。ただし、法人の支店口座や経理部門の口座を指定することは可能です。

例)「2 申請者」が株式会社八王子で振込口座を元本郷支店の口座にする場合

→ カ)ハチオウジ モトホンゴウシテン

この場合、「2 申請者」と法人格が一致しているため、振込口座として指定することが可能です。

- ・様式内「3 振込先口座情報」の金融機関・支店コード・口座番号については、通帳の表紙裏(通帳をめくった1頁目)等を確認し、半角で数字を入力してください。
- ・様式内「3 振込先口座情報」の口座名義人については、通帳の表紙裏(通帳をめくった1頁目)等を確認し、半角カナで入力してください。また、法人種別は略語を使用してください。

※ エクセルファイル内に記入例がありますので、あわせてご確認ください。

② 第 1 号様式の別紙1-1, 1-2, 1-3, 別紙 2, 別紙 3

- ・サービス種別ごとに必要な書類が異なりますので、運営する事業所が該当する書類を提出してください。

例) 運営する事業所が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)のみの場合

→別紙 1-1 を提出する。

例) 運営する事業所が介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型通所介護の場合

→別紙 1-1、別紙2を提出する。

- ・事業所番号、定員等を入力すると自動で金額が表示されます。
- ・同じ事業所番号でサービス種別が異なる場合や、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のサテライト事業所を運営している場合は、下段の枠に手入力してください。

※ エクセルファイル内に記入例がありますので、あわせてご確認ください。

③ 第4号様式(宣誓書)

・内容を確認のうえ、記入してください。日付の記入漏れにご注意ください。

④ 振込口座が確認できる書類のコピー

・通帳の表紙裏(通帳をめくった1頁目)など、銀行名(コード含む)、支店名(コード含む)、口座番号、口座名義人(カタカナ)が確認できる書類を提出してください。

⑤ 提出書類一覧表およびチェックリスト

・すべての項目にチェックが入っていることを確認の上、提出してください。

⑥ サービス提供のために使用している自動車の車検証のコピー

・施設系の事業所は、提出不要です。

Q&A	
Q1:令和7年度中に開設した事業所は対象になるか？	A1:対象外です。令和6年10月1日までに開設した事業所が対象となります。
Q2:R6.10.1～R7.3.31の間に休止または廃止した事業所は対象になるか？	A2:対象外です。
Q3:申請日時点で休止している、または廃止した事業所は対象になるか？	A3:対象外です。
Q4:1つの事業所で、地域密着型通所介護と予防通所介護相当サービスを実施している場合の考え方は？	A4:介護サービスと、介護予防サービスまたは介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを1つの事業所で提供している場合は、1つの交付対象事業所とします。
Q5:対象となる自動車には、法人ではなく事業所所有の車は含まれるか。	A5:事業所が所有する自動車は対象となります。
Q6:訪問に原付バイクを使用しているが、支援金の対象となるか。	A6:本支援金ではガソリン価格高騰の影響を受けやすい自動四輪車(軽自動車以上)を対象としています。そのため、原付バイクやスクーター等の二輪車や三輪バイク、エンジンの総排気量の少ないミニカーにかかる燃料費は本支援金の対象外となります。
Q7:事業所で自動車のリース契約を行い、送迎に利用しているが、支援金の対象となるか。	A7:リース契約の自動車を送迎等に使用している場合についても、本支援金の対象となります。なお、燃料費は事業所で負担していることが必要です。申請の際は車検証の写しに加え、リース契約書の写しを添付してください。
Q8:送迎等を委託して実施しているが、支援金の申請は可能か。	A8:事業所が燃料費を負担している場合、本支援金の対象となります。申請の際は車検証の写しに加え、委託契約書の写しを添付してください。なお、燃料費を事業所で負担していることについて、市からの求めがあった場合に資料を提出できるよう事業所で保管してください。
Q9:電気自動車は本事業の対象となるか。	A9:本事業はガソリン、軽油にかかる費用が対象となるため、電気自動車については支援金の対象外となります。
Q10:複数の対象事業所で1台の自動車を使用しているが、事業所ごとの申請は可能か。	A10:同一の自動車を複数の事業所で使用している場合は、使用頻度が最も高い事業所で申請する等1事業所でご申請ください。

Q11:対象期間中に1台追加で自動車を購入したが、追加申請は可能か。
A11: R6.10.2以降に購入した自動車は、対象外となります。
Q12:事業所ごとに申請できるか？
A12:できません。法人単位で申請していただきます。
Q13:振込口座は事業所の口座を使用できるか？
A13:原則、申請者(運営法人)と同一の口座を使用してください。ただし、口座名義人が申請者の法人格と一致している場合は可能です。詳細については、本手引きの4～5ページ「① 第1号様式(申請書兼口座振替依頼書)」の部分をご確認ください。
Q14:申請書に使用する印鑑はどの印鑑を使用すればいいか？
A14:法人の代表者印を使用してください。
Q15:東京都が実施する「令和6年度特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金」や「令和6年度介護サービス事業所燃料費高騰緊急対策支援金」について、すでに交付を受けているが、八王子市の支援金に申請することは可能か？
A15:上記の東京都の支援金の交付を受けている場合でも、本支援金への申請は可能です。 ただし、訪問系・通所系の事業所が使用している自動車の燃料費について、上記の東京都の支援金の交付を受けている場合は、同じ自動車を対象として本支援金を申請することはできないためご注意ください。
Q16:この支援金を受けたあとに、他の自治体を実施する物価高騰についての支援申請をするのは可能か？
A16:他の自治体を実施する補助金等への申請の可否については、申請する自治体にお問い合わせください。